

津南町総合センター室別使用料

(単位：円)

室別	一般使用		物品販売等営業使用		入場料を徴収する興行使用	
	1時間当使用料		1時間当使用料		1時間当使用料	
	平日	土曜日曜及び祝日	平日	土曜日曜及び祝日	平日	土曜日曜及び祝日
体育館(含むステージ)	1,300	1,500	3,500	4,500	5,500	6,500
職業指導室	400	500	1,000	1,300	2,000	2,500
調理実習室	400	500	1,000	1,300	2,000	2,500
武道室	400	500	1,000	1,300	2,000	2,500
和室	200	250	500	700	900	1,100
ステージ	150	200	350	550	550	800
ロビー	400	500	1,000	1,300	2,000	2,500

注

- 1 冬期において暖房を使用した場合の使用料は、所定の10%増しとする。
- 2 承認を受けた使用時間をやむなく超過して引き続き使用する場合の使用料は、超過した時間について所定料金の20%増しとする。
- 3 使用時間の計算は、1時間に満たない端数は1時間とみなす。
- 4 使用料の総額において、10円未満は切り捨てる。